

外科、心臓血管外科又は循環器内科を担当する常勤の医師が配置されていること。

□ 当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(25) 慢性腎臓病透析予防指導管理料の施設基準等

イ 慢性腎臓病透析予防指導管理料の注1に規定する施設基準

① 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

② 当該保険医療機関内に慢性腎臓病に関する指導について十分な経験を有する専任の医師及び看護師又は保健師並びに管理栄養士が適切に配置されていること。

ロ 慢性腎臓病透析予防指導管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める者

透析を要する状態となることを予防するため国家重点的な指導管理を要する患者

ハ 慢性腎臓病透析予防指導管理料の注3に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

小児科外来診療料の注2に規定する厚生労働大臣が定める薬剤

三 パリビズマブ